

## 組織機構の見直しについて

### 1. 検討の視点

令和3年7月豪雨災害からの早期復旧・復興に取り組みつつ、直面する諸課題への対応を確実に進めるとともに、質の高い行政サービスの提供や簡素で効率的な行政運営を実現するため、所定の見直しを行う。

### 2. 主な対応の内容

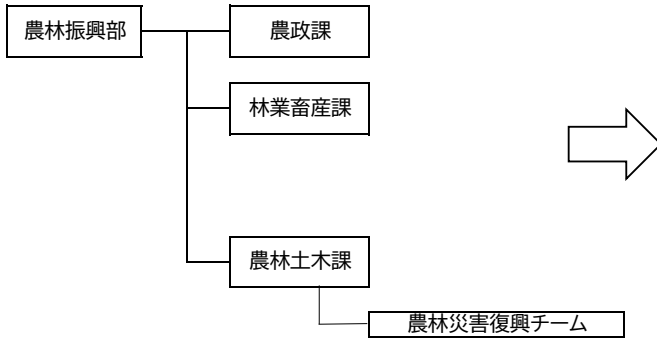
- 市民環境部
  - ・雲南圏域1市2町による新たなごみ処理施設整備に向けた調査・検討・調整を担う体制整備として、同部内に「新ごみ処理施設整備準備室」を設置する。
- 農林振興部・建設部 ※「別紙」参照
  - ・農林振興部の土木技術職を建設部に糾合するとともに、農林土木課所管の土木技術業務を建設部に統合することで、土木技術職の体制強化と土木専門業務の実効性を高める。これにより、農林振興部農林土木課を廃し、建設部内に「農地整備課」を設置する。また、農林災害復興チームと公共災害復興チームを統合して「災害復興チーム」とし、建設工務課及び農地整備課の配下に置く。
  - ・農林振興部内、林業畜産課の畜産業務を農政課に移管し、農畜連携を推進する。また、農政課を2課に分課し、部内を「農業総務課」、「農業畜産課」、「林業振興課」の3課体制として農林振興部の体制強化を図る。
- 産業観光部
  - ・道の駅活性化のための取り組みに加えて、観光施設全体の民間活力活用を検討するため、道の駅再生推進室の名称を「観光施設再生活用推進室」に変更する。
  - ・訪日旅行者の雲南圏域広域観光誘致を推進するため、観光振興課内に「広域観光・インバウンド推進室」を設置する。
- 吉田総合センター、掛合総合センター ※「別紙」参照
  - ・比較的規模が小さく、1課制が導入しやすい吉田、掛合総合センターにおいてより柔軟に総合センター全体の業務に対応できる体制づくりをおこない、もって市民サービスの向上を図るため、自治振興課と市民福祉課を統合し、「市民サポート課」を設置する。

### 3. 見直し期日

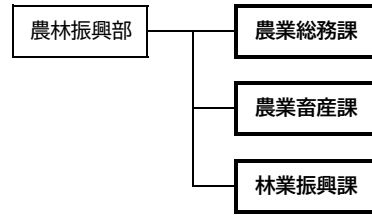
令和5年4月1日

●農林振興部

令和4年度組織体制

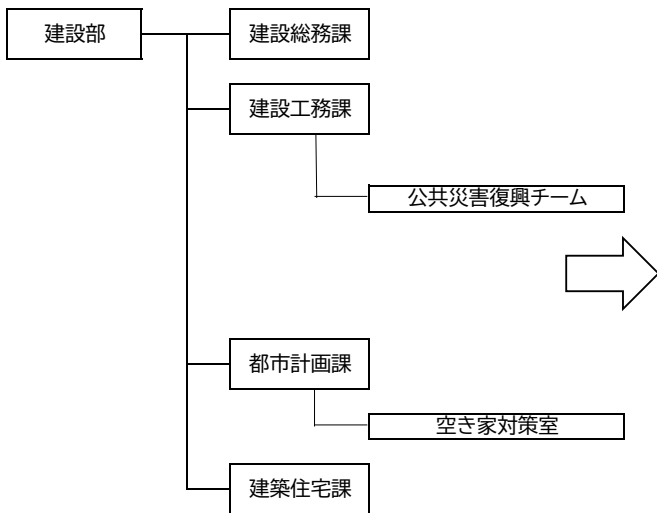


令和5年度組織体制

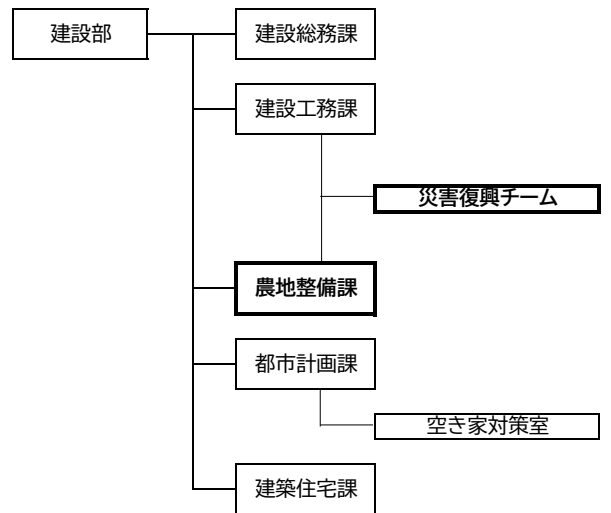


●建設部

令和4年度組織体制

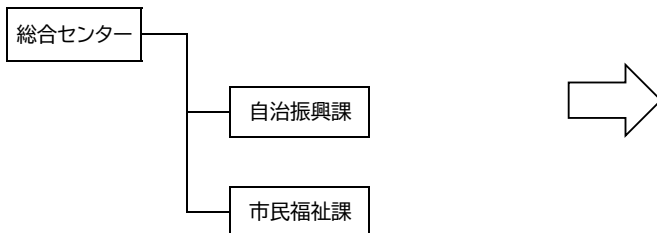


令和5年度組織体制

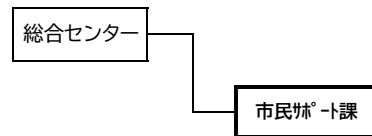


●吉田、掛合総合センター

令和4年度組織体制



令和5年度組織体制



※管理職体制は、所長及び課長2名の3名体制とする。

※管理職体制は、所長、課長及び企画官の3名体制とする。